

大学院教育に係る答申等と大学院部会の今後の審議事項(案)との関係性について

審議事項(案)	平成17年答申(※1)		平成23年答申(※2)		平成27年審議まとめ(※3)	
	ページ	記載内容	ページ	記載内容	ページ	記載内容
(1)リーディングプログラムの成果の検証と普及						
・リーディングプログラムと一般の課程との違いの検証	-	-	-	-	P5	【博士課程教育リーディングプログラム等による大学院教育改革】 中間評価では、蝸壺的な研究に陥らないよう、分野横断的なカリキュラムとQEが整備され、研究科間の教員の連携、産官のリーダーによるメンターやセミナーの実施、海外インターンシップや留学の拡大が図られていること等多くの取組が評価されている。
・リーディングプログラムに対する企業による評価(就職好事例含む)	-	-	P16	【成長を牽引する世界的な大学院教育拠点の形成】 COE等の教育研究資源を土台としつつ、産業界等との連携を強化し、広く産学官にわたって世界を牽引するリーダーを養成する「リーディング大学院」の形成が必要であり、将来のリーダー層の育成の観点から、産業界からも強い期待が寄せられている。	P5	【博士課程教育リーディングプログラム等による大学院教育改革】 国内企業からも、博士課程教育リーディングプログラムの学生を採用したいとの声が増えるようになっており、従来に比べて博士課程に対する印象は確実に変化しつつあると考えられる。
・リーディングプログラムの成果の普及への課題と方策	-	-	-	-	P6	【博士課程教育リーディングプログラム等による大学院教育改革】 博士課程教育リーディングプログラムは時限的な支援事業であるために継続性への不安があるなどの課題も指摘されている。

審議事項(案)	平成17年答申(※1)		平成23年答申(※2)		平成27年審議まとめ(※3)	
(2)大学院の有する価値及びストックの可視化	ページ	記載内容	ページ	記載内容	ページ	記載内容
・博士人材の価値の可視化	P11	<p>【博士、修士、専門職学位課程の目的・役割の焦点化】</p> <p>博士課程は、研究者として自立して研究活動を行うに足る、又は高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍し得る高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を養う課程である。具体的には、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持ち、産業界や行政など多様な研究・教育機関の中核を担う研究者や、確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成を行う課程として明確な役割を担うことが求められる。</p>	P9	<p>【教育情報の公表の推進】</p> <p>国は、人材養成の目的、カリキュラム、入学者受入方針、特色ある教育実践等の大学院教育に関する情報を集約し、一覧できる仕組みの整備を検討し、それぞれの研究科、専攻の特徴が可視化できるようにすることが重要。</p>	P11	<p>【体系的・組織的な大学院教育の推進と学生の質の保証】</p> <p>・博士号取得者や修士号取得者に求められる能力を明確にする際には、学位の種類にかかわらず、これからの人材は、急激な変化を敏感に察知して、又は先んじて、自らの行動や研究テーマ等を変えていく能力が必要となっていることも考慮して検討することが期待される。</p> <p>・学生が身に付けることが期待される能力(コンピテンス)が国際的に通用性のあるものとなることが期待される。</p>
	P37	<p>【大学院修了者の進路の多様化】</p> <p>博士課程修了者等の多様な進路の開拓を図るため、各大学院においては、幅広い知識・能力に裏打ちされた高度な専門性を培い、社会のニーズの変化に対応できる人材養成を行うよう、教育内容・方法の改善や教員の資質向上、インターンシップへの参加を含む学生のキャリアパス形成に関する指導、博士課程修了者の研究市場への積極的なアピール等に取り組むことが求められる。</p>	P14	<p>【学位プログラムとして一貫した博士課程教育の確立】</p> <p>博士号取得者が、大学教員等のみならず、高い研究能力を持って産学官の様々な分野で中核的人材としてグローバルに活躍していくためには、専攻する専門分野に関する高度の専門的知識・能力の修得に加え、①自ら研究課題を発見し設定する力、②自ら仮説を立て研究方法等を構築する力、③他人を納得させることのできるコミュニケーション能力や情報発信力、④自らの研究分野以外の幅広い知識、⑤国際性、⑥倫理観などが求められる。</p>	P21	<p>【大学院修了者の活躍状況の可視化と評価】</p> <p>・大学院修了者の進路や社会での活躍状況の適切な把握は、教育機関として求められる責務であるだけでなく、教育課程等の見直しや学生の大学院進学判断材料として貴重な情報であり、分野や課程ごとに学生が正確な情報を入手されることが望まれる。</p> <p>・各大学院においては、修了者の進路や活躍状況等に関する情報も適切に把握・公表することが望まれ、国も継続的な調査の実施や、成果・活躍状況を社会に分かりやすく広報することが必要である。</p>
・修士課程と博士課程後期との差別化	P11	<p>【博士、修士、専門職学位課程の目的・役割の焦点化】</p> <p>各課程の目的に応じて、教育研究分野の特性を踏まえた教育内容・方法の充実を図っていくことが重要である。</p> <p>【博士課程】</p> <p>研究者として自立して研究活動を行うに足る、又は高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍し得る高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を養う。</p> <p>【修士課程】</p> <p>幅広く深い学識の涵養を図り、研究能力又はこれに加えて高度の専門的な職業を担うための卓越した能力を培う。</p>	P5	<p>【改善の方向性】</p> <p>多様な社会や学生の要請に応える教育を展開するために、各大学院の教育内容が明確化され分かりやすく社会や学生に提供されることが重要。</p> <p>このため、博士・修士・専門職学位課程それぞれに、</p> <p>①課程ごとにどのような人材を養成しようとしているのかを明示</p> <p>②専攻の枠を超えて組織的な教育・研究指導体制を構築</p> <p>③修得すべき知識・能力を具体的・体系的に示す</p> <p>④一貫性のある教育を通じて学生に知識・能力を修了させ、その証として学位を授与する、といったことが重要となる。</p>	-	-

審議事項(案)	平成17年答申(※1)		平成23年答申(※2)		平成27年審議まとめ(※3)	
	ページ	記載内容	ページ	記載内容	ページ	記載内容
・人材養成目的に応じた各課程の目的の再評価	P9	<p>【大学院に求められる人材養成機能】 大学院が担うべき人材養成機能を次の四つに整理し、人材養成機能ごとに必要とされる教育を実施することが必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成 2 高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成 3 確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成 4 知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成 	P5	<p>【改善の方向性】 多様な社会や学生の要請に応える教育を展開するために、各大学院の教育内容が明確化され分かりやすく社会や学生に提供されることが重要。このため、博士・修士・専門職学位課程それぞれに、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①課程ごとにどのような人材を養成しようとしているのかを明示 ②専攻の枠を超えて組織的な教育・研究指導体制を構築 ③修得すべき知識・能力を具体的・体系的に示す ④一貫性のある教育を通じて学生に知識・能力を修了させ、その証として学位を授与する、といったことが重要となる。 	P11	<p>【体系的・組織的な大学院教育の推進と学生の質の保証】 ・博士号取得者や修士号取得者に求められる能力を明確にする際には、学位の種類にかかわらず、これからの人材は、急激な変化を敏感に察知して、又は先んじて、自らの行動や研究テーマ等を変えていく能力が必要となっていることも考慮して検討することが期待される。 ・学生が身に付けることが期待される能力(コンピテンシ)が国際的に通用性のあるものとなることが期待される。 ・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)では、どのような能力を身に付ければ博士号や修士号を授与するのかという方針を具体的に示すこと ・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を踏まえた体系的な教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を示すこと ・教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)においては、研究室での研究活動に過度に依存してたこつぽ的な教育に陥ることのないよう、体系的なコースワークの実施などに留意することが望ましい。(再掲)</p>
	P11	<p>【博士、修士、専門職学位課程の目的・役割の焦点化】 各課程の目的に応じて、教育研究分野の特性を踏まえた教育内容・方法の充実を図っていくことが重要である。 ○博士課程 研究者として自立して研究活動を行うに足る、又は高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍し得る高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を養う。 ○修士課程 幅広く深い学識の涵養を図り、研究能力又はこれに加えて高度の専門的な職業を担うための卓越した能力を培う。 ○専門職学位課程 幅広い分野の学士課程の修了者や社会人を対象として、特定の高度専門職業人の養成に特化して、国際的に通用する高度で専門的な知識・能力を涵養する。</p>	P5	<p>【改善の方向性】 多様な社会や学生の要請に応える教育を展開するために、各大学院の教育内容が明確化され分かりやすく社会や学生に提供されることが重要。このため、博士・修士・専門職学位課程それぞれに、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①課程ごとにどのような人材を養成しようとしているのかを明示 ②専攻の枠を超えて組織的な教育・研究指導体制を構築 ③修得すべき知識・能力を具体的・体系的に示す ④一貫性のある教育を通じて学生に知識・能力を修了させ、その証として学位を授与する、といったことが重要となる。 		
	P17	<p>【各大学院の人材養成目的の明確化と教育体制の整備】 各大学院のそれぞれの人材養成上の目的と学生に修得させるべき能力等の教育目標を明確にし、これらに即した体系的な教育の課程の提供、その責任ある実践のための人的・組織的体制、物的環境を整えることが重要である。 このため、これらの取組状況と成果が各大学院において社会的に明示されるよう制度の整備を図るとともに、国による支援を推進する必要がある。</p>	P5	<p>【改善の方向性】 多様な社会や学生の要請に応える教育を展開するために、各大学院の教育内容が明確化され分かりやすく社会や学生に提供されることが重要。このため、博士・修士・専門職学位課程それぞれに、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①課程ごとにどのような人材を養成しようとしているのかを明示 ②専攻の枠を超えて組織的な教育・研究指導体制を構築 ③修得すべき知識・能力を具体的・体系的に示す ④一貫性のある教育を通じて学生に知識・能力を修了させ、その証として学位を授与する、といったことが重要となる。(再掲) 		

審議事項(案)	平成17年答申(※1)		平成23年答申(※2)		平成27年審議まとめ(※3)	
	ページ	記載内容	ページ	記載内容	ページ	記載内容
・大学院における3つのポリシーのあり方	P17	<p>【各大学院の人材養成目的の明確化と教育体制の整備】</p> <p>各大学院のそれぞれの人材養成上の目的と学生に修得させるべき能力等の教育目標を明確にし、これらに即した体系的な教育の課程の提供、その責任ある実践のための人的・組織的体制、物的環境を整えることが重要である。</p> <p>このため、これらの取組状況と成果が各大学院において社会的に明示されるよう制度の整備を図るとともに、国による支援を推進する必要がある。(再掲)</p>	P11	<p>【国内外に開かれた公正な入学者選抜】</p> <p>各大学院は、それぞれの人材養成の目的や特色に応じ、入学後の教育と有機的なつながりを持った入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)を明示する。</p>	P4	<p>【大学院教育の実質化の進展】</p> <p>多くの大学院では、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)及び入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)が定められるようになっている。</p>
	P20	<p>【コースワークの充実・強化】</p> <p>各大学院においては、その人材養成目的や特色に応じてアドミッション・ポリシーを明確にし、それを適切に反映した入学者の選考上の工夫を行うことが重要である。</p>	P5	<p>【改善の方向性】</p> <p>多様な社会や学生の要請に応える教育を展開するために、各大学院の教育内容が明確化され分かりやすく社会や学生に提供されることが重要。</p> <p>このため、博士・修士・専門職学位課程それぞれに、</p> <p>①課程ごとにどのような人材を養成しようとしているのかを明示</p> <p>②専攻の枠を超えて組織的な教育・研究指導体制を構築</p> <p>③修得すべき知識・能力を具体的に体系的に示す</p> <p>④一貫性のある教育を通じて学生に知識・能力を修了させ、その証として学位を授与する、といったことが重要となる。(再掲)</p>	P11	<p>【体系的な教育の推進】</p> <p>・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)では、どのような能力を身に付ければ博士号や修士号を授与するのかという方針を具体的に示すこと</p> <p>・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を踏まえた体系的な教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を示すこと</p> <p>・教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)においては、研究室での研究活動に過度に依存してたこぼ的な教育に陥ることのないよう、体系的なコースワークの実施などに留意することが望ましい。</p>
	P19	<p>【知識基盤社会にふさわしい大学院教育の規模の確保】</p> <p>多様化・複雑化し、変化の速度を増していく人材需要に対して、一元的な調整を行うことは困難であり、各大学院が、大学院教育に対する社会の諸要請を的確に踏まえつつ、競争的環境の下で自主的・自律的な検討に基づく機能別分化の流れの中で、自らの果たすべき役割を基に新たな専攻等の設置・改組の対応を柔軟かつ機動的に図ることが基本であると考えられる。</p>	P8	<p>【専攻・大学間の連携や入学定員の見直し等による教育の質の確保】</p> <p>・学生数が非常に少ない博士課程等の専攻においては、体系的な大学院教育を通じて多様な学生が互いに切磋琢磨する環境を確保する必要がある。このため、それぞれの基礎となる学部・学科の上に設置されている専攻間の壁を超え、各大学の強みを生かした融合型の専攻へ再編することや、専攻間、大学間が連携・協力することなどにより、教育の質の確保が必要。</p> <p>・安易に入学者数の確保を優先するのではなく、大学院教育の質の保証を図り、定員の充足状況や社会的需要等を総合的に勘案し、必要に応じ、自ら入学定員を見直すよう努めることが必要。</p>	P7	<p>【研究大学における教員一人当たりの学生数の増加と小規模専攻の増加】</p> <p>小規模専攻の数が増加しており、このような小規模専攻では、幅広いコースワークの実施など体系的・組織的な教育の実施や学生同士が切磋琢磨できる機会の確保等、教育研究の質の面で課題があるのではないかと指摘がある。</p>
・最適な定員管理等の在り方に関する検討(小規模専攻対策等)	P19		P8		P23	<p>【教育の質を向上するための規模の確保と機能別分化の推進】</p> <p>・小規模専攻については、融合型の専攻への再編や統合を実施することが考えられる。</p> <p>・国としても、各大学が自主的に大学院の教育研究組織等を見直すことを促すことが必要。</p>

審議事項(案)	平成17年答申(※1)		平成23年答申(※2)		平成27年審議まとめ(※3)	
	ページ	記載内容	ページ	記載内容	ページ	記載内容
(3) 博士課程への進学率の減少、修士課程学生減少への対応						
・入学者選抜の改善	P21	【コースワークの充実・強化】 大学院教育の組織的展開の一環として、大学院への入学者の受入れと入学後の教育に有機的なつながりを持たせるよう努めることが求められる。このため、各大学院においては、それぞれの人材養成目的や特色に応じてアドミッション・ポリシー(入学者受入方針)を明確にし、公表するとともに、それを適切に反映した入学者受入れを行えるよう、選考の方法や時期等について工夫を行うことが必要である。	P10	【優れた学生が見通しを持って大学院で学ぶ環境の整備】 意欲と能力ある学生が、国内外に開かれた公正な入学者選抜を経て、充実した大学院教育を受けられるよう支援する。		
・志願候補者に対する情報発信及びリクルーティングの改善	P48	【大学教育の質に関する積極的かつ有用な情報の提供の促進】 大学院の教育の質に関しては、大学院への進学希望者等から情報提供が求められており、自己点検・評価結果等を活用し、国際的にも分かりやすくかつ積極的に公表していくことが重要。	P10	【優れた学生が見通しを持って大学院で学ぶ環境の整備】 大学院在学を通じて必要な学生納付金等や就学上の支援等に対する見通し(ファイナンシャル・プラン)が公表されている大学は少なく、また、コースワーク等を経て専門分野・研究室の変更をする際のルール等が定まっていないことが進路変更を難しくしている。さらに、博士課程の学位取得までのプロセスや終了後のキャリアパス等の情報が学生に対して明らかになっているとは言えない状況にある。	P22	【教育の質を向上するための規模の確保と機能別分化の推進】 ・入学者確保を優先した結果、入学者の質が低下し教員の負担が増加したケースもあることが課題。 ・入学希望者が増加し、社会的・学術的な需要が増えている場合には、受入れ学生数を拡大する、などの工夫を各大学において行うことが考えられる。 ・国としても、各大学が自主的に大学院の教育研究組織等を見直すことを促すことが必要。
	P51	【大学院の教育研究を通じた国際貢献・協調】 我が国の大学院に、世界各国から優秀な留学生が集う条件の一つとして、我が国の大学院に関する情報が海外からも一元的に把握できるような積極的な情報発信を行っていくことが挙げられる。 さらに、一つの授業をセメスター(学期)ごとに完結させる制度であるセメスター制の導入や秋期入学など、留学生を円滑に受け入れるための工夫を行うことも必要。				

審議事項(案)	平成17年答申(※1)		平成23年答申(※2)		平成27年審議まとめ(※3)	
	ページ	記載内容	ページ	記載内容	ページ	記載内容
・経済的支援の在り方(学内ワークスタディ等含む)	P38	【学生に対する修学上の支援の充実】 特別研究員事業、及びTA(ティーチングアシスタント)・RA(リサーチアシスタント)等としても活用できる競争的研究資金を拡充するとともに、優秀な学生が経済的な事情から進学を断念することがないように、学生への経済的支援制度の審査等を早期化するべき。	P8	【TAの組織的導入と学生の教育指導能力の向上】 単なる経済的支援としてのみならず、優れたTAの存在は大学教育の質を高めることから、TAの取組を充実し修士課程・博士課程(前期)等の教育活動の中で組織的に推進することが求められる。	P23	【博士課程(後期)学生の処遇の改善】 優秀な学生・社会人を国内外から惹き付けるためには、諸外国のように博士課程(後期)学生を研究者として処遇できるよう、フェロースhipや研究プロジェクトからの給与等の経済的支援を、国際水準の魅力ある質・量に引き上げることが求められている。 ・第3期及び第4期科学技術基本計画においては「博士課程(後期)在籍者の2割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標に掲げられているが、現在は1割程度と未達成の状況にある。この目標を早期に達成するとともに、学生が見通しを持って進学できるよう、継続的な財源による安定的な支援を拡大することが重要。
	P43	【若手教員の教育研究環境の改善】 キャリアの各段階に応じた支援を図っていく必要があり、 ① 博士課程学生の段階にあつては、特別研究員事業や各種競争的研究資金によるTA・RA等を通じた支援 ② ポスドクの段階にあつては、特別研究員事業やポスドクを対象に含めた各種競争的研究資金による支援 ③ 助教にあつては、スタートアップを含めた環境整備(研究費、設備の措置等)や助教等の若手教員を対象とした各種競争的研究資金による支援が重要。	P10	【学生に対する修学上の支援の充実】 優れた大学院学生に対しては、日本学術振興会特別研究員事業等の引き続きの推進、競争的経費を活用したTA、RA等の給付型の支援の充実、授業料減免の拡大、日本学生支援機構における奨学金業績優秀者免除の拡大等が必要である。		
・DC、JASSO奨学金返還免除、授業料減免等の施策と、大学・地域・企業等による支援、寄付等を組み合わせた経済支援体制の確立	P38	【学生に対する修学上の支援の充実】 特別研究員事業、及びTA(ティーチングアシスタント)・RA(リサーチアシスタント)等としても活用できる競争的研究資金を拡充するとともに、優秀な学生が経済的な事情から進学を断念することがないように、学生への経済的支援制度の審査等を早期化するべき。(再掲)	P10	【学生に対する修学上の支援の充実】 ・優れた大学院学生に対しては、日本学術振興会特別研究員事業等の引き続きの推進、競争的経費を活用したTA、RA等の給付型の支援の充実、授業料減免の拡大、日本学生支援機構における奨学金業績優秀者免除の拡大等が必要である。(再掲) ・日本学生支援機構における奨学金について、予約採用の実施方法を、進学予定先の大学院からの推薦ではなく、在籍学部からの推薦に見直すなどの検討を行うことが適当。 ・TA・RAとして学生を雇用するにあたっては、その内容に応じて、雇用形態を時間単位としたり、あるいは年単位としたりするなど、柔軟に工夫することが求められる。	P17	【産学官民の連携と社会人学び直しの推進】 共同研究を行う国立研究開発法人や企業等は、学生のRA雇用を推進することが期待される。
					P23	【博士課程(後期)学生の処遇の改善】 ・特別研究員事業(DC)を充実するとともに、多様な財源によるRA雇用やTA雇用の充実、企業・公的研究機関等によるRA雇用の充実を図ることが必要。 ・授業料減免の充実、日本学生支援機構における奨学金の業績優秀者免除制度の改善充実を図ることが必要。

審議事項(案)	平成17年答申(※1)		平成23年答申(※2)		平成27年審議まとめ(※3)	
	ページ	記載内容	ページ	記載内容	ページ	記載内容
(4) 博士人材のキャリアパスの多様化と活躍状況の可視化						
・博士人材データベース(J-GRAD)の本格的活用	-	-	-	-		
・国内外の博士人材の企業等における処遇に対する情報収集	-	-	P3	【大学院教育の実質化に関する検証結果】(博士課程教育) 博士という学位に応じた企業等の処遇の違いが必ずしも明確ではないこともあり、学生が修了後のキャリアパスに関する十分な見通しを描くことができないことが大きな課題。		【大学院修了者の活躍状況の可視化と評価】 ・大学院修了者の進路や社会での活躍状況の適切な把握は、教育機関として求められる責務であるだけでなく、教育課程等の見直しや学生の大学院進学判断材料として貴重な情報であり、分野や課程ごとに学生が正確な情報を入手されることが望まれる。
・アカデミックセクター以外で活躍する博士人材の具体的把握と発信	P48	【大学院教育の質に関する積極的かつ有用な情報の提供の促進】 大学院の教育の質に関しては、進学希望者、修了者の雇用や共同研究を実施する企業等から情報提供が求められており、自己点検・評価などの結果に関する情報、設置認可の際の課題、人材養成の目標(課程の目的)、教育内容・方法、教員組織、学位の種類、学生の修了後の進路、学生への経済的支援の内容などを集約・整理し、大学院教育の質に関する情報として、公表していく取組が望まれる。	P13	【学生の進路の把握とキャリア支援の強化】 学生の進路状況を適切に把握することは教育機関としての最低限の責務であり、各大学院は教育情報の公表の義務化を踏まえ、進路等の情報を学生や社会に広く公表する必要がある。また国としても、博士課程修了者の進路の実態を適切に把握するための調査が必要である。	P21	・各大学院においては、修了者の進路や活躍状況等に関する情報も適切に把握・公表することが望まれ、国も継続的な調査の実施や、成果・活躍状況を社会に分かりやすく広報することが必要である。

審議事項(案)	平成17年答申(※1)		平成23年答申(※2)		平成27年審議まとめ(※3)	
	ページ	記載内容	ページ	記載内容	ページ	記載内容
・人文・社会科学系大学院における教員以外のキャリアパスの多様化	P37	<p>【大学院修了者の進路の多様化】</p> <p>学生はもとより、大学、産業界等の各主体が、博士課程修了者は大学の研究者になることが当然という意識を改める必要がある。多様な進路の開拓を図るため、各大学院においては、幅広い知識・能力に裏打ちされた高度な専門性を培い、社会のニーズの変化に対応できる人材養成を行うよう、各種の取組が求められる。</p> <p>※人文・社会科学系に限った記載ではない。</p>	P10	<p>【優れた学生が見通しを持って大学院で学ぶ環境の整備】</p> <p>意欲と能力ある学生が、将来の見通しを持って、充実した大学院教育を受けられるよう支援する。(再掲)</p> <p>※人文・社会科学系に限った記載ではない。</p>	P15	<p>【人文・社会科学分野の大学院教育の在り方】</p> <p>多様なキャリアパスを意識して、海外の大学との教育や研究のネットワークを強化しつつ、産学官の連携による幅の広いオープンなカリキュラムへ変革していくことが求められる。</p>
	P12、14	<p>【人社系大学院の博士課程】</p> <p>同一専攻の中で、博士課程の前期・後期を通じた研究者養成プログラムと、博士課程(前期)を終えた段階で就職する学生のための高度専門職業人養成プログラムを併せ持つなどの工夫が必要である。</p>	P12	<p>【産業界等との連携の強化と多様なキャリアパスの確立】</p> <p>産業界や地域社会等の多様な機関と連携し、これらの資源も活用しながら多様なキャリアパスに対応した教育を展開するとともに、キャリアパスの確立に向けた取組を進める。</p> <p>※人文・社会科学系に限った記載ではない。</p>		
		<p>【人社系大学院の修士課程】</p> <p>知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材層の養成にあたっては、主として人社系大学院の修士課程が中核的な役割を果たすことが期待される。</p>	P21	<p>【人文・社会科学系大学院の改善】</p> <p>人文・社会科学系大学院の博士課程修了者が大学教員以外の社会の様々な場で活躍する多様なキャリアパスが確立されているとは言えないこと、標準修業年限内の学位授与率が低いことは大きな課題である。また、博士課程(後期)への進学の前提となる修士論文の作成に係る負担が過度となっているとの指摘がある。こうした中、円滑に学位授与へ導くプロセスや将来のキャリアパスの見通しを明らかにすることが極めて重要。</p>		

審議事項(案)	平成17年答申(※1)		平成23年答申(※2)		平成27年審議まとめ(※3)	
	ページ	記載内容	ページ	記載内容	ページ	記載内容
・人材養成目的に応じたキャリアパス構築の支援	P12	【博士、修士、専門職学位課程の目的・役割の焦点化】 博士課程修了者の進路として、研究・教育機関に加えて、例えば、企業経営、ジャーナリズム、行政機関、国際機関といった社会の多様な場を想定して教育内容・方法を工夫していくことが求められる。	P3	【大学院教育の実質化に関する検証結果】(博士課程教育) 学生が博士号取得までのプロセスや経済的な負担、修了後のキャリアパスに関する十分な見通しを描くことができないことが大きな課題。	P14以降	【体系的・組織的な大学院教育の推進と学生の質の保証】 (将来大学教員となる者を対象とした教育能力養成システムの構築) ・大学教員を多数輩出することが期待される大学院の教育では、国内外の大学で教員として活躍できるよう、指導法や教材作成等を修得するための体系的な教育の機会、及びTA等の大学院生自体が実践的な能力を身に付けることのできる機会の充実が重要。 【大学院修了者のキャリアパスの確保と可視化の推進】 (企業等におけるキャリアパスの確保) ・全学的なキャリア支援等の先進的な取組を踏まえ、博士号取得者や人文・社会科学分野の修士号取得者のキャリアパスの多様化のため、人的ネットワークを活用して全学的な支援体制を構築することが重要。 (行政機関等の公的機関や高等学校へのキャリアパスの充実) ・大学において教職を目指す博士号取得者等向けに実践的な指導力を身に付ける機会を提供することも期待される。
	P35	【産業界、地域社会等多様な社会部門と連携した人材養成機能の強化】 学生のキャリアパス形成に関する指導が重要。	P10	【優れた学生が見通しを持って大学院で学ぶ環境の整備】 意欲と能力ある学生が、将来の見通しを持って、充実した大学院教育を受けられるよう支援する。(再掲)		
	P41	【若手教員の教育研究環境の改善及び流動性の拡大のための方策】 博士課程学生からポスドク、助教等といった大学における教員・研究者としてのキャリアの各段階に応じた体系的な研究支援措置の推進を図っていく必要がある。	P12	【産業界等との連携の強化と多様なキャリアパスの確立】 産業界や地域社会等の多様な機関と連携し、これらの資源も活用しながら多様なキャリアパスに対応した教育を展開するとともに、キャリアパスの確立に向けた取組を進める。(再掲)		

審議事項(案)		平成17年答申(※1)		平成23年答申(※2)		平成27年審議まとめ(※3)	
(5) 第3次大学院振興施策要綱のフォローアップ		ページ	記載内容	ページ	記載内容	ページ	記載内容
(6) 修士課程及び博士課程における教育の充実							
・修士課程教育の充実	P14		【博士、修士、専門職学位課程の目的・役割の焦点化】(修士課程) ①高度専門職業人の養成, ②知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成を行う課程, あるいは, ③研究者等の養成の一段階として, 高度な学習需要への対応等社会のニーズに的確に対応することが求められる。また, 社会人の再教育のニーズに対応する短期在学(1年制)コース, 長期在学コースの設置等の制度の弾力的な取扱いを有効に活用することなどが考えられる。				
・QEの運用状況の検証	P29		【円滑な博士の学位授与の促進】 学生を学位授与へと導く教育のプロセスを明確化する仕組みの整備として、 ・コースワーク修了時に、学生が一定期間内に博士論文を提出できる段階に達しているか否かを審査する仕組みを整備 ・学生の研究遂行能力を適切に把握するため口頭試験を実施するなど、専攻分野等の理解度を確認する仕組みを整備	P14	【博士課程学生の基礎的能力の審査】 修士論文が研究者としての訓練を積む上で大きな役割を果たしてきたことや、博士課程(前期)修了後に就職する者等の取扱いに留意しつつ、課程を通じ一貫した学位プログラムを編成する観点から、博士課程(前期)の修了時に、修士論文の作成に代えてQEの導入を進めることが必要であり、その場合の制度的取扱いや学生を博士課程(後期)へ受け入れる要件を明確にすることが適当	P13	【学生の質の保証のための厳格な成績評価と修了認定】 大学院教育を国際的にも社会的にも信頼され魅力あるものとするため、体系的な教育課程を組織的に展開し、学修成果及び学位論文等に係る評価を厳格に行うことを通じて、学生の質をしっかりと保証していくことが重要である。それぞれの専攻等が定める学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針に沿って、学修の成果及び学位論文に係る評価と課程の修了の認定を厳格に行うことが求められる。 ※修士課程に特化した記載ではない。
	P25		【修士課程及び博士課程(前期)の修了要件の見直し】 大学院設置基準上、修士等の修了要件として修士論文の審査等に合格することを基本とせず、特定の課題の成果の審査及び試験に合格することとするよう見直すことについて検討することが適当				
・学生の多様な経験を積ませるための仕組みの構築(留学の促進等)	-	-		P18	【外国人学生・日本人学生の垣根を越えた協働教育の推進】 諸外国の大学と連携し、日本人・外国人学生の垣根を越えた交流を通じた協働教育により、語学力を含むコミュニケーション能力や、異文化を理解し多文化環境下で新しい価値を生み出す能力を備えたグローバル人材を養成する。	-	-

審議事項(案)	平成17年答申(※1)		平成23年答申(※2)		平成27年審議まとめ(※3)	
	ページ	記載内容	ページ	記載内容	ページ	記載内容
・教育のグローバル化(海外トップ大学との連携)	P6, 50	【基本的な考え方について/国際社会における貢献と競争】 国際的な質保証活動への参加等を通じ、国際的な通用性、信頼性の向上を図る。	P18	【外国人学生・日本人学生の垣根を越えた協働教育の推進】 諸外国の大学と連携し、日本人・外国人学生の垣根を越えた交流を通じた協働教育により、語学力を含むコミュニケーション能力や、異文化を理解し多文化環境下で新しい価値を生み出す能力を備えたグローバル人材を養成する。(再掲)	P22	【世界から優秀な高度人材を惹き付けるための環境整備】 ・ダブル・ディグリーやジョイント・ディグリーの導入 ・優秀な外国人留学生を獲得するための国際的なアドミッション体制の整備 ・英語のみで修了可能なコース等の設置など魅力あるカリキュラムの構築 ・学生・教職員の交流の推進 ・外国人留学生に対する日本企業等への就職支援の充実 ・海外のサテライトキャンパス・オフィスの整備 ・外国人留学生等のレジデントハウスの整備 ・各国の奨学金制度等による外国人留学生の受け入れを推進 など、大学院教育を中心とした国際化を積極的に推進することが求められる。
	P20	【コースワークの充実・強化】 豊かな学識を養うための複合的な履修取組としてジョイントディグリーを導入すべき。				
	P51	【大学院の教育研究を通じた国際貢献・協調】 我が国の大学と外国の大学の双方で学位を得られるようなプログラムの開発も期待されるが、プログラムの検討に当たっては、我が国の課程制大学院制度の趣旨、学位制度等の在り方を踏まえ、我が国の大学院が授与する学位としてふさわしいものとなるよう留意する必要がある。				
・人文・社会科学系大学院における教育の充実	P28	【円滑な博士の学位授与の促進】 各大学院における円滑な学位授与を促進するための改善策等の実施(学位授与に関する教員の意識改革の促進、学生を学位授与へと導く教育のプロセスを明確化する仕組みの整備とそれを踏まえた適切な教育・研究指導の実践など)を通じ、博士の学位の質を確保しつつ、標準修業年限内の学位授与を促進する。 ※人文・社会科学系に限った記載ではない。	P21	【人文・社会科学系大学院の改善】 人文・社会科学系大学院の博士課程修了者が大学教員以外の社会の様々な場で活躍する多様なキャリアパスが確立されているとは言えないこと、標準修業年限内の学位授与率が低いことは大きな課題である。また、博士課程(後期)への進学の前提となる修士論文の作成に係る負担が過度となっているとの指摘がある。こうした中、円滑に学位授与へ導くプロセスや将来のキャリアパスの見通しを明らかにすることが極めて重要。(再掲)	P15	【人文・社会科学分野の大学院教育の在り方】 ・産業界等との協働により、狭い専門分野の枠を超えたプロジェクト型科目や中長期インターンシップ等を取り入れるとともに、体系的・組織的な教育を一層積極的に進めることが重要である。これらの取組によって、学生の課題解決能力や他者と協働する力を向上させるとともに、人文・社会科学分野における大学院教育の意義に関する社会的認知度を向上させることなどが期待される。 ・文理の垣根を越えた授業科目の開設や基礎教育カリキュラムの体系化を含めた学士・修士一貫教育を推進する取組も効果的であると考えられる。 ・博士号取得までの期間が特に長い研究科・専攻においては、円滑な博士号授与に導くため、学位の質を確保しつつ、各大学院において博士論文の要求水準を明確にするなど、学位授与までのプロセスの明確化・透明化のための改善策により強力に取り組むことが求められる。
	P12	【人社系大学院の博士課程】 人社系大学院の博士課程においては、従来、研究者を養成することを基本に大学院教育を行ってきたが、最近では、特に博士課程(前期)について、学生が求める教育機能が多様化しつつある。このため、区分制博士課程では、当面、同一専攻の中で、博士課程の前期・後期を通じた研究者養成プログラムと、博士課程(前期)を終えた段階で就職する学生のための高度専門職業人養成プログラムを併せ持つなどの工夫が必要。				

審議事項(案)	平成17年答申(※1)		平成23年答申(※2)		平成27年審議まとめ(※3)	
	ページ	記載内容	ページ	記載内容	ページ	記載内容
・大学院におけるリカレント教育の在り方	P269	【博士課程の短期在学コースの創設】 社会の多様な分野で相当の研究経験を積むこと等で、潜在的に博士課程修了者と同等程度の研究能力を有するようになった社会人を対象に、標準修業年限より短い期間で学位授与を可能とする短期在学コースの創設を検討すべき。	P15	【社会人の博士課程への入学の促進】 専攻分野や業種などに応じて各大学と産業界等が積極的に連携し、特に、博士課程(後期)において、社会人にとって魅力的なプログラムの構築を図るとともに、入学後に補完的な教育を提供することが必要。	P17	【社会人の学び直しの促進】 ・社会人にとってキャリアアップや就業現場の課題解決につながるような魅力あるカリキュラムを産学協働により開発・実施し、企業や社会人に対して広報すること ・社会人にとって学びやすい柔軟なカリキュラムや学修環境を整備すること ・知的財産等に関するルールの整備等を前提に、産学共同研究を活用して、優秀な社会人の博士号取得を促進すること などを更に推進していくことが重要。
	P38	企業等におけるキャリアパス形成に応じた各大学院におけるリカレント教育の実施、社会人の大学院への進学・再入学についての産業界等による支援が重要。			P17	【社会人の学び直しの促進】 ・通信制や夜間の大学院、長期履修制度、履修証明制度の導入などの制度改革が行われ、日本学生支援機構の奨学金等の支援制度において社会人も対象とするなどの取組が進められてきた。 ・国においては、企業等のニーズに応じて職業実践力を育成するプログラムを認定し奨励する仕組みが構築された。 引き続き、社会人のニーズを含め現状を検証した上で、必要な取組を検討することが必要。
					P26	【「卓越大学院(仮称)」の形成】 卓越大学院プログラムにおいては、国内外から優秀な社会人を獲得するためのアドミッション体制の整備、優秀な社会人を対象にした早期修了の特例や勤務先の事情に配慮した長期履修制度の活用等の検討なども考えられる。
・プレFDの充実	P32	【教員の教育・研究指導能力の向上のための方策】 (大学院の課程におけるFDの実施が必要。) ※プレFDではなく通常のFDの義務化についての記述	P8	【TAの組織的導入と学生の教育指導能力の向上】 国は、大学教員の教育力の向上のため、共同利用拠点の形成や、大学院における優れた大学教員の養成のための取組(プレFD)等を促すことが必要。	P14	【将来大学教員となる者を対象とした教育能力養成システムの構築】 ・教育関係共同利用拠点等が実施している大学院生対象のプレFDの機会を拡大していくことが必要。 ・国としても、プレFDを実施する教育関係共同利用拠点の充実を図るとともに、各大学院の取組を促すために必要な取組を検討する。

審議事項(案)	平成17年答申(※1)		平成23年答申(※2)		平成27年審議まとめ(※3)	
	ページ	記載内容	ページ	記載内容	ページ	記載内容
・博士課程教育リーディングプログラム、卓越大学院プログラムによる「学位プログラム」を实践事例として、大学院における学位プログラムの具体的な活用方法を検討	P6	【基本的な考え方について】 各大学院の課程の目的を明確化した上で、学位授与へと導く体系的な教育プログラムを編成・実践し、そのプロセスの管理及び透明化を徹底する方向で、大学院教育の実質化(教育の課程の組織的展開の強化)を図る。	P16	【成長を牽引する世界的な大学院教育拠点の形成】 「リーディング大学院」の形成を通じて、優秀な人材を博士課程に引き付け、修了者が産学官で確実に採用・処遇される好循環を構築することが重要であり、そのため必要な制度的整備やGCOEの評価・検証を早急に進め、博士課程教育の強化を図ることが必要である。	P5	【博士課程教育リーディングプログラム等による大学院教育改革】 これらのプログラムでは、専門分野の枠を超えて、優秀な学生を俯瞰力と独創力を備え広く産学官にわたってグローバルに活躍するリーダーへと導くため、研究科や専攻の枠を超えた博士課程前期・後期一貫した学位プログラムの開発・実施が進められている。
(7)高度専門職業人養成の充実						
・修士課程との在り方の整理を含めた大学院全体としての高度専門職業人養成機能の見直し	-	-	P19	【専門職大学院の質の向上】 専門職大学院の急速な広がりに伴い、社会的要請を踏まえたカリキュラムの在り方や産業界などの連携、他の学位課程や学校種との関係等についての諸課題が指摘されていることから、制度創設の理念に立ち返り、本来の役割や機能に照らし合わせてその在り方を再検討する必要がある。	P18	【専門職大学院の質の向上】 同分野における専門職学位課程と修士課程における人材養成機能、教育内容の役割分担等に留意し、認証評価制度も含めた制度全般の検証、見直しを1年以内に行うことが必要。
・実務家教員の活用方策	P32	【教員の教育・研究指導能力の向上のための方策】 専門職大学院においては、優れた実務家を大学教員として活用することが不可欠だが、その際には、専門職大学院の教員として必要な教授能力等を身に付けるための研修の機会を充実するなどの工夫が必要。	P20	【実務家教員の明確化】 実務家教員に関し、法令上は、専任教員に占める割合の下限は規定されているが、専門職大学院ごとの実務家教員の取扱いが様々となっている現状を踏まえ、専任教員の定義、専任教員に占める実務家教員の割合の取扱い等の明確化の検討が必要。	P18	【専門職大学院の質の向上】 見直しにあたっては、理論と実務の架橋を強く意識した教育をより効果的に行うための研究者教員と実務家教員の連携や、実務家教員の比率の在り方等、教員組織の在り方に留意。
・専門職大学院と博士課程の連携	P22	【人社系大学院の博士課程における教育・研究指導の在り方】 修士課程又は専門職学位課程を修了し、高度専門職業人として社会に出た後に、博士課程(後期)に進学した学生に対しては、研究者として必要とされる実験・論文作成をはじめとする研究手法について、補完的な指導を適切に実施するなどの配慮が求められる。 ※人社系に限った記述	P19	【専門職大学院の質の向上】 理論と実務の架橋を目的とする専門職学位課程における教育資源の蓄積を支える研究活動の活性化、教員の養成機能の維持・向上、進学を希望する学生への対応、国際競争力への影響などを勘案すると、専門職学位課程と博士課程(後期)の接続を図ることは重要。	P18	【専門職大学院の質の向上】 見直しにあたっては、様々な職種、就業形態、求められる資質・能力に応じた社会人に対する多様な教育課程の提供の促進や制度見直しを含めた継続教育の充実方策に留意。

※1 「新時代の大学院教育 - 国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて - 答申」(平成17年9月5日 中央教育審議会)

※2 「グローバル化社会の大学院教育～世界の多様な分野で大学院修了者が活躍するために～答申」(平成23年1月31日 中央教育審議会)

※3 「未来を牽引する大学院教育改革～社会と協働した「知のプロフェッショナル」の育成～」(審議まとめ)(平成27年9月15日 中央教育審議会大学分科会)